

協議第18号

コミュニティ施策について（協定項目23 - 28）

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市におけるコミュニティ施策について、別紙資料に基づき協議に付する。

平成15年11月27日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会長 鈴木俊美

### 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	23 - 28 コミュニティ施策	関係項目	
調整の内容	コミュニティ施策については、地域の自立を促し、地域コミュニティ活動の活性化が図られるよう支援事業の調整に努める。		

#### 現況

	大平町	岩舟町	藤岡町	具体的な調整方法
自治会長連合会	<b>【事業内容】</b> ・各種視察研修 ・県自治会長連合会活動への参加 <b>【補助金】</b> 年額 81 万円	全町的な組織なし	全町的な組織なし	大平町の例により合併時までに再編する。
自治会公民館設置補助制度	自治会公民館の建設に際し、建設費を補助する。 新築、改築、増築に要する 200 万円以上の工事費に対し、建設費総額の 2 分の 1 以内 500 万円を限度として、予算の範囲内で補助する。	自治会公民館の建設に際し、建設費を補助する。 補助額は建築費総額の 10 分の 1 以内の額とし、30 万円を限度とする	自治会公民館の建設に際し、建設費を補助する。(面積が 50 m <sup>2</sup> 以上であることが条件) 補助額は建設費の 10% 以内とし、最高 100 万円を限度とする。	合併時に再編する。

<p>地域のひろばコミュニティ連絡協議会</p>	<p>地域のひろば9ヶ所の管理者により連絡協議会を組織する。</p> <p>【目的】  地域住民が自らの創意工夫により地域のひろばを通して、失われつつある連帯意識を回復し、よりふさわしいコミュニティづくりを推進することにより、連帯感あふれた人間性豊かな地域社会を建設するとともに、コミュニティスポーツを振興し健康で住み良い生きがいある地域をつくる。</p> <p>【事業内容】  各地域のひろばにおいて  ・自主的に管理・運営を行う。  ・各種コミュニティスポーツの実施。  年1回の地域のひろば全体のグラウンドゴルフ大会の実施。  地域のひろばだよりの発行(町広報に掲載)</p>			<p>現行どおり新市に引き継ぐ。</p>
<p>認可地縁団体数</p>	<p>4 団体</p>	<p>11 団体</p>	<p>20 団体</p>	<p>現行どおり新市に引き継ぐ。</p>